

防衛省における政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、防衛省における政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

2 政策評価の実施に関する方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

防衛省の政策評価は、国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「防衛戦略」という。）及び防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「整備計画」という。）に示されている我が国の防衛目標の達成に資することを目指すものとする。

具体的には、防衛戦略及び整備計画の関連政策につき、適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案及び政策に基づく活動の的確な遂行に資するとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図る。

同時に、政策評価を「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」及び「企画立案への反映（Action）」（PDCAサイクル）を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、過去の政策評価の結果をより主体的かつ積極的に活用することにより、将来のより良い防衛政策のための不断の見直し及び改善につなげる。

(2) 政策体系

防衛省における政策評価は、防衛戦略及び整備計画の内容について、以下の「基本目標」、「政策分野」、「施策」及び「事務事業」の分類により、体系的に整理し構成した付紙の政策体系に従い実施するものとする。

ア 基本目標

防衛戦略及び整備計画に示された基本的な方針をいう。

イ 政策分野

基本目標の実現を目的とする行政活動のまとまりをいう。

ウ 施策

政策分野を実現するための具体的な方策又は対策ととらえられるものをいう。

エ 事務事業

施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるものをいう。

(3) 政策評価の方式

防衛省における政策評価は、基本方針別紙に示された事業評価方式、実績評価方

式及び総合評価方式の三方式から、評価の対象とする施策又は事務事業（以下「施策等」という。）の特性に応じて選択し実施するものとする。

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、主として次に掲げる必要性、効率性及び有効性の観点から行うものとし、評価の対象とする施策等の特性に応じて、必要であれば、公平性、優先性その他適切と認められる観点を加味して行う。

(1) 必要性

政策効果からみて、対象とする施策等が国民や社会のニーズ等に照らして妥当性を有しているか、当該施策等を行政が担う必要があるかなどを明らかにする。

(2) 効率性

政策効果と対象とする施策等に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

(3) 有効性

得ようとする政策効果と対象とする施策等に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

(4) 公平性

政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているかを明らかにする。

(5) 優先性

前各号の観点からの評価を踏まえて、対象とする施策等を他の施策等よりも優先すべきかを明らかにする。

4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする施策等の特性に応じた適切な手法を用いるものとする。その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報、データ及び事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。

5 事前評価の実施に関する事項

(1) 事前評価の方針

法第9条に規定する事前評価（以下「事前評価」という。）の実施に当たっては、施策等の採択及び実施の可否の検討に資するため、当該施策等の実施により期待される政策効果を含め、その必要性等を評価する。

(2) 事前評価の対象とする施策等

事前評価の対象は、施策等のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条各号に該当するものとする。

(3) 事前評価の方式

事前評価は、事業評価方式によることを基本とする。

6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の方針

法第8条に規定する事後評価（以下「事後評価」という。）の実施に当たっては、施策等の見直し、施策等の改善及び新たな施策等の企画立案並びに施策等としてのそれらの実施に反映させる見地から行うものとする。

(2) 事後評価の対象とする施策等

ア 施策

付紙の政策体系に示すすべての施策

イ 事務事業

(ア) 租税特別措置等

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行う措置等であって、期限の定めがないもの又は廃止しようとするもの

(イ) 新規研究開発

個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるもので、過去に事前評価を行ったもののうち、特に評価が必要と認められるもの

(ウ) その他の事務事業

(ア)、(イ)のほか、特に評価が必要と認められる事務事業

(3) 事後評価の方式

ア 施策の事後評価

施策を対象とする事後評価は、総合評価方式によることを基本とする。

イ 事務事業の事後評価

事務事業を対象とする事後評価は、事業評価方式によることを基本とする。

(4) 事後評価の実施計画

ア 実施計画に含める事項

法第7条に規定する事後評価の実施計画（以下「実施計画」という。）には、同条第2項に規定する事項のほか、事後評価の対象としようとする施策等ごとに、評価時期等を定めるものとする。

イ 対象とする施策等

実施計画において事後評価の対象としようとする施策等は、本項第2号の施策等から選択するものとする。ただし、施策及び租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に限る。）は、本基本計画の計画期間内に少なくとも一度は事後評価の対象となるよう選択するものとする。

ウ 実施計画の変更

ア及びイの規定は、実施計画の変更について準用する。

7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 知見の活用に関する基本的な考え方

政策評価の実施に当たり、高度の専門性及び実践的な知見が必要な場合並びに客観性の確保及び多様な意見の反映が求められる場合は、積極的に学識経験者等の第三者を活用する。

(2) 知見の活用

防衛省政策評価に関する有識者会議で聴取した意見を、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るために活用する。

8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

防衛省本省の内部部局の課等（課又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）及び防衛装備庁の内部部局の課等（以下「内局各課」という。）は、政策評価の結果を概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設、改廃等による施策等の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するために活用し、関連する施策等へ反映させるものとし、その内容を大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）に通知するものとする。ただし、防衛装備庁の内部部局の課等にあつては、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官を通じて行うものとする。

9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

企画評価課は、基本計画、実施計画、政策評価書、政策評価の結果の施策等への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載等を行う。

10 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 方針

国民への説明責任を果たし、政策評価の結果を施策等へ適切に反映するため、企画評価課の総括の下に、内局各課がその所掌する施策等について、積極的に政策評価を行うものとする。

(2) 相互の協力

政策評価の実施に当たり、内局各課は、政策評価手法に関する知見の提供等の必要な支援及び助言を防衛省本省にあつては企画評価課に、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官官房監察監査・評価官に、それぞれ求めることができる。また、防衛省本省の施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局及び防衛装備庁の施設等機関は、内局各課と密接に連携し、政策評価に必要な協力を行うものとする。

(3) 防衛省政策評価委員会

防衛省政策評価委員会は、客観的かつ厳格な実施を確保する観点から、基本計画、実施計画、政策評価書等について、審議を行うものとする。

(4) 政策評価に関する知識の普及及び向上等

企画評価課は、職員の政策評価に関する知識の普及及び向上並びに意識改革の推進に努める。

(5) 外部からの意見等の受付窓口

政策評価に関する外部からの意見等は、企画評価課又は防衛省ホームページにおいて受け付けるものとする。

11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 計画期間の重複に伴う措置

本通達と防衛省における政策評価に関する基本計画について（通達）（防官企（防）154号。31.3.29）における計画期間が重複する令和5年度における政策評価については、第6項第2号ア及び同項第3号アを除き、本通達により実施する。

(2) 基本計画の変更

基本計画については、政策評価制度の動向等を踏まえ、必要に応じて所要の見直

しを行うものとする。

(3) 委任規定

この基本計画を実施するために必要な事項は、大臣官房長が定める。

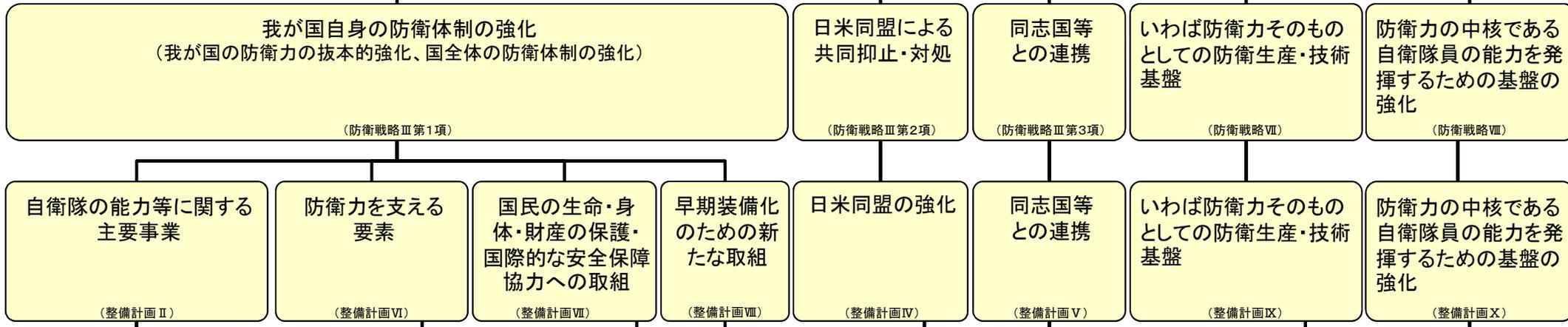
防衛省の政策評価における政策体系

基本目標

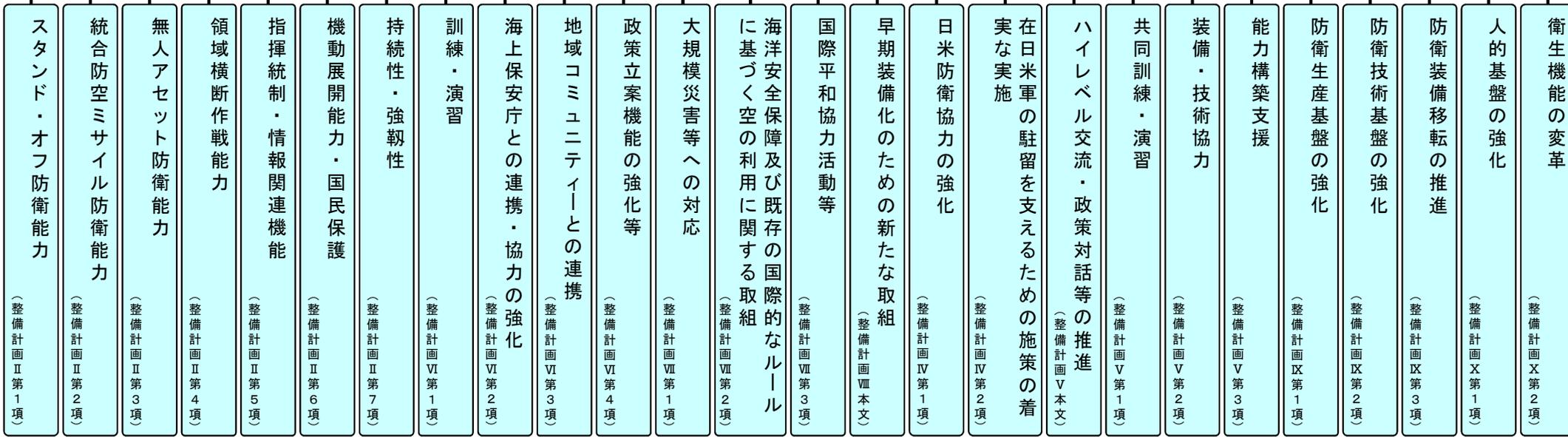
- ① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- ② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して 抑止・対処し、早期に事態を收拾
- ③ 万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除

(防衛戦略Ⅲ)

政策分野



施策



注1: 本体系において「防衛戦略」とは、国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。
 注2: 本体系において「整備計画」とは、防衛力整備計画について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。